

- 評価の体制
 - ◆ 主務大臣が評価
 - ・ 法人を所管する課室が実務
 - ・ 科学技術・学術政策局企画評価課が点検
 - ◆ 審議会：法人からの自己評価書を基に、主務大臣が評価の検討を行うに際して、適切な助言を行う。
 - ◆ 部会：各法人の評価の検討を行う(評価書作成)に際して、適切な助言を行う。
- 評価の進め方
 - ◆ 法人から必要かつ十分な資料(自己評価書)の活用
 - ◆ ヒアリング等
 - ◆ 審議会(部会)を開催して、意見を聴く
- 評価の内容
 - ◆ 原則、中長期目標を設定した項目を評価単位
 - ◆ 評価目的
 - ・ 年度評価 各事業年度の評価(各事業年度)
 - ・ 見込み評価 新中長期目標策定のための評価(終了直前の年度までの業務実績)
 - ・ 期間実績評価 中長期目標期間全体の評価(中長期目標期間終了時)
 - ・ 中間評価、 法人の長の任期終了などに伴う中長期目標変更のための評価
- 評価の視点
 - ◆ 「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」を両立
 - ・ 法人及び国立研究開発法人審議会の意見等を踏まえた評価軸を基本として行う
 - ・ 総合科学技術イノベーション会議の作成する指針の案を反映する
 - ・ 研究開発業務以外の事務業務については、総務省などからの指針
 - ◆ 評定区分
 - ◆ 原則として、S(特に顕著)、A(顕著)、B(着実)、C(要工夫、改善)、D(抜本的見直し)